

後編

令和3年度 大阪市における特定建築物の 維持管理状況について



大阪市保健所 環境衛生監視課

講習内容

- 維持管理状況調査結果について
(調査対象期間：令和2年4月～令和3年3月)
- **施設の使用再開に伴う点検等の維持管理について**

アンケート調査概要

調査期間：令和3年6月11日から10月31日

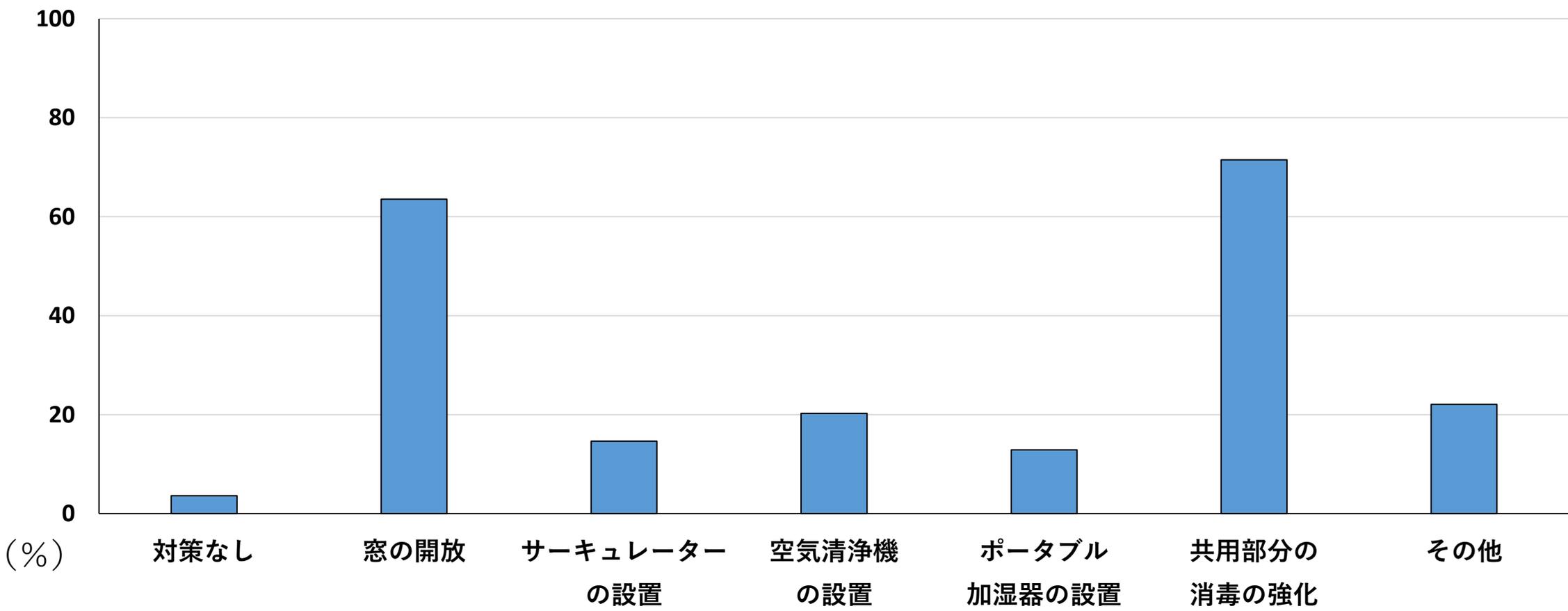
調査対象施設数：2263施設

回答数：2069施設（91.4%）

調査項目：①施設における新型コロナウイルス感染症対策について
②感染対策を行う上での苦慮している点について
③各種啓発文等の周知度について
④施設の休止について
⑤施設使用再開後の再点検について

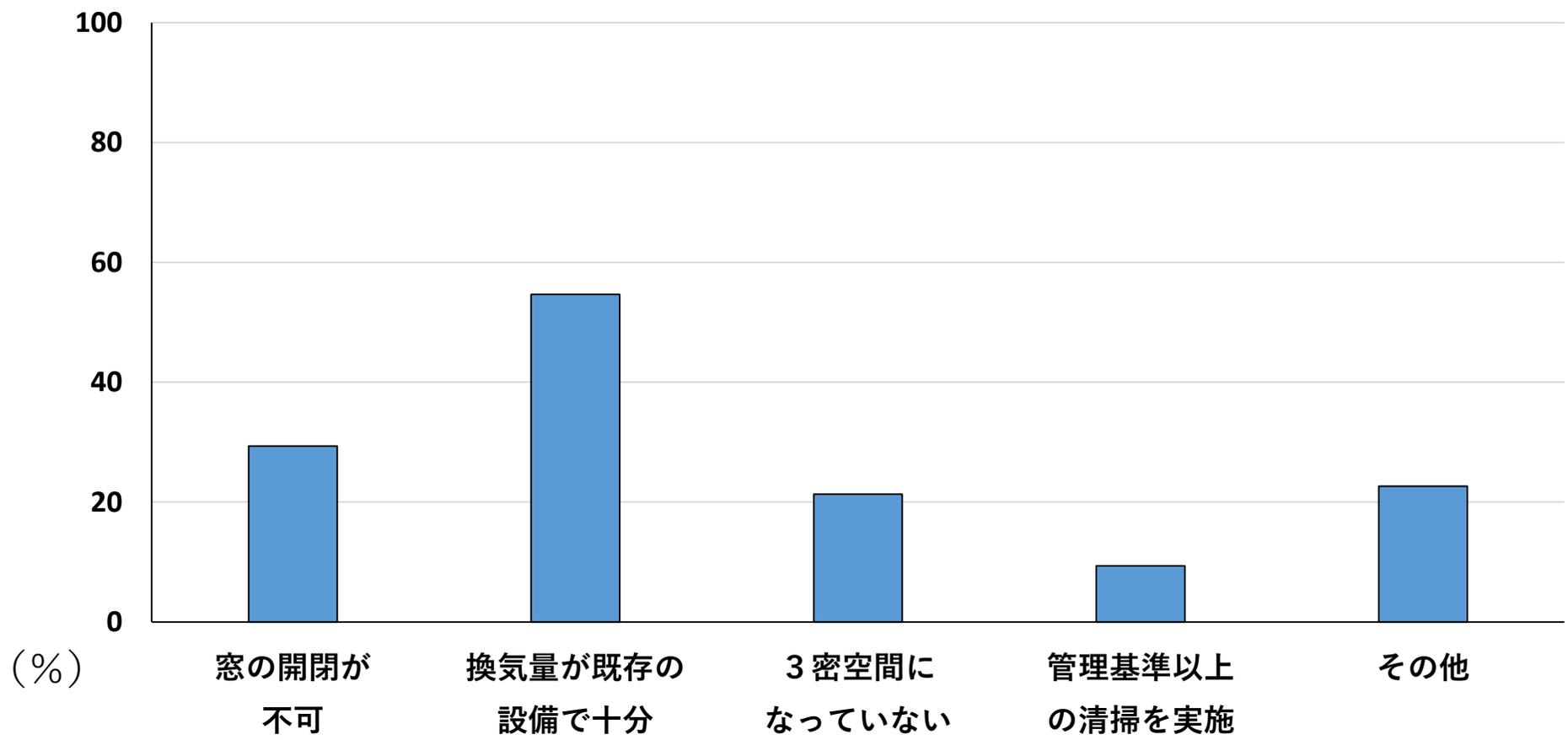
アンケート調査結果

①施設における新型コロナウイルス感染症対策について



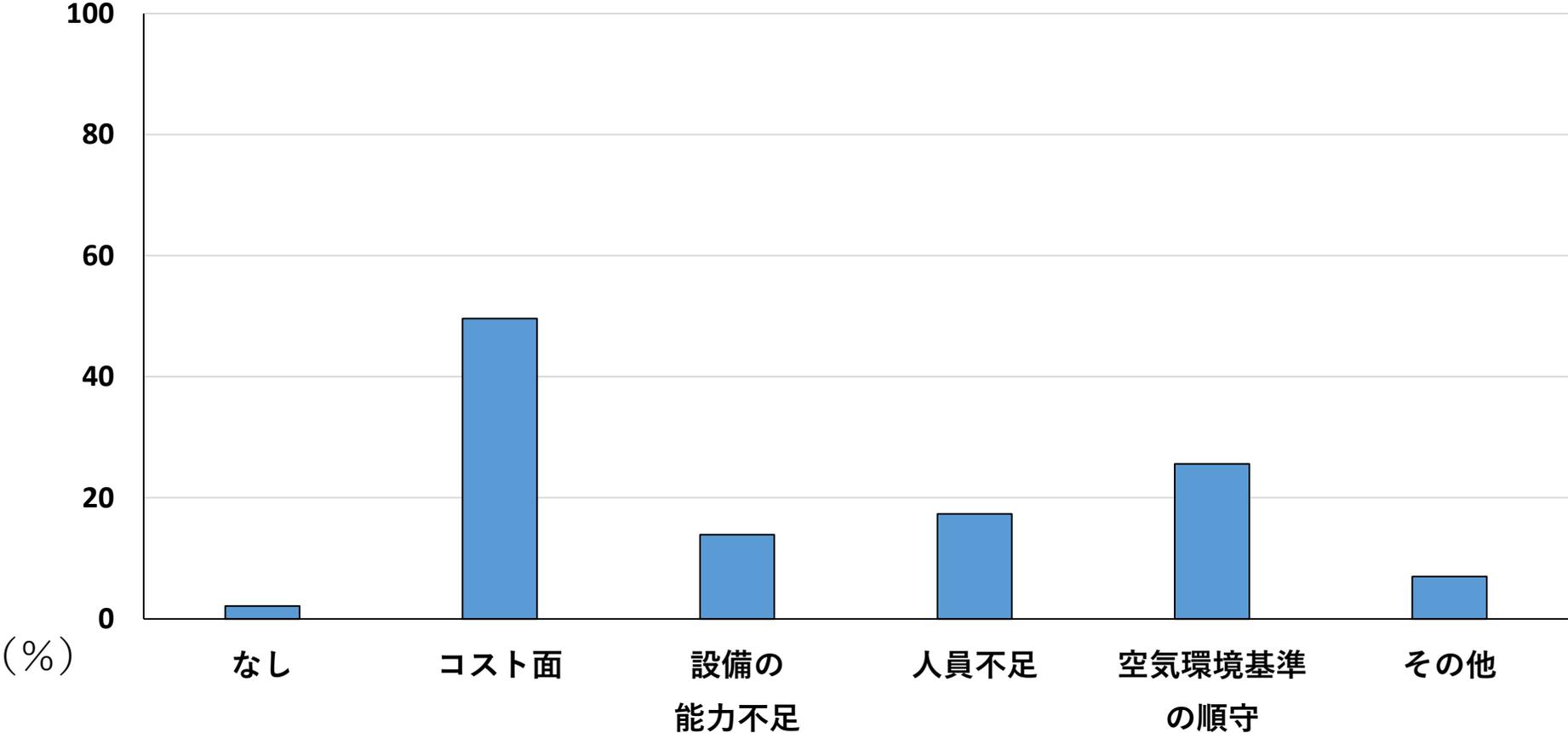
アンケート調査結果

①で感染対策を行っていないと回答した施設の理由



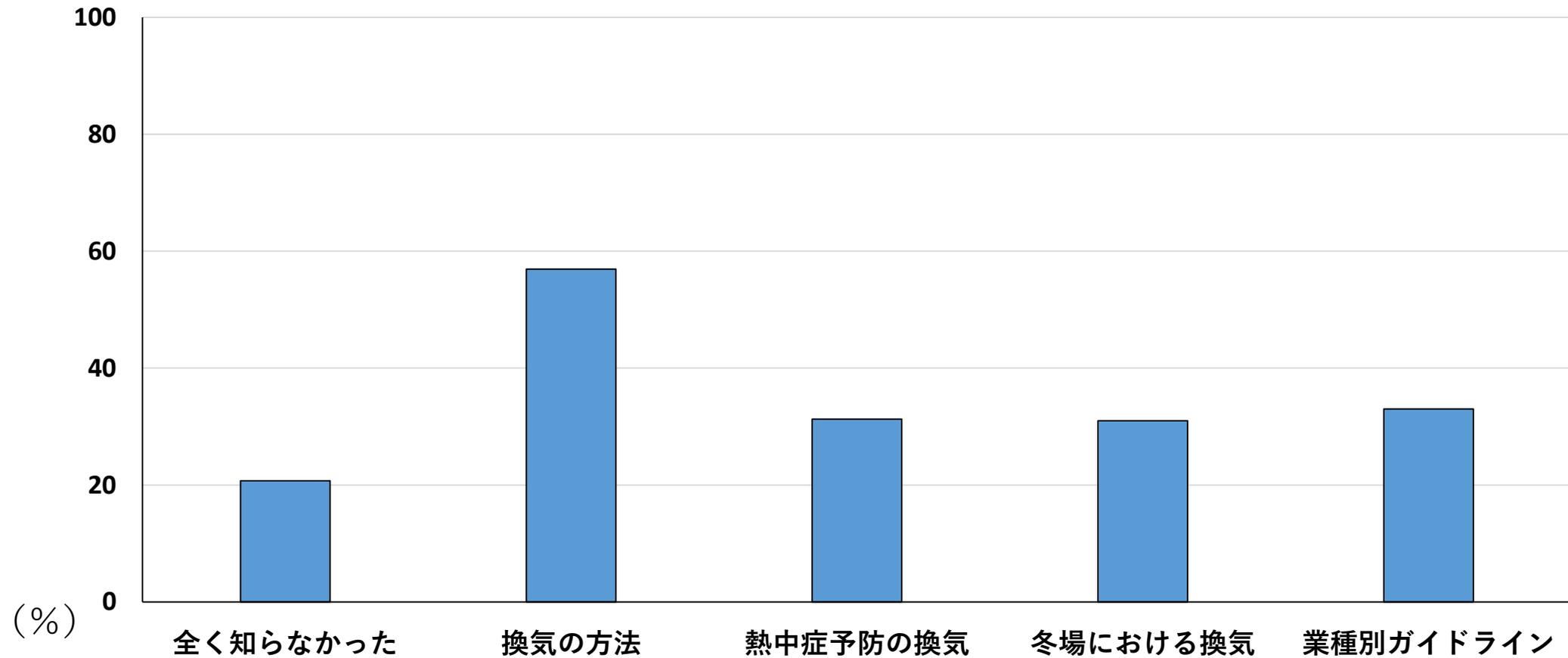
アンケート調査結果

②感染対策を行う施設で苦慮している点について



アンケート調査結果

③各種啓発文等の周知度について



啓発文について

～ 商業施設等の管理権原者の皆さまへ～

「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の提言（令和2年3月9日及び3月19日公表）では、換気設備が整備された場所と共通する3条件が示されています。新型コロナウイルス感染症発生労働対策本部では、この見解を踏まえ、リスク要因の一つである「換気の悪い密閉空間」を改善するため、多数の人が利用する商業施設等においてどのような換気を行えば良いのかについて、有識者の意見を聴きつつ、文部、国土交通省の基準、国内法令基準等を参考に、推奨される換気の方法をまとめました。

専門家検討会の見解（抄）

クラスター（集団）感染発生リスクの高い状況の回避

- ① 換気を怠行する：換気の悪い密閉空間にしないよう、換気設備の適切な運転・点検を実施する。定期的に外気を取り入れる換気を実施する。
- ② 人の密度を下げる：人を密集させない環境を確保。会場に入る定員をいつもより少なくし、入退場時時間差を設けるなど動線を工夫する。
- ③ 近距離での会話や叫声、高鳴を避ける：大きな発声をさせない環境づくり（声援などは控える）。共有物の適正な管理又は消毒の徹底等。

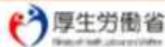
推奨される換気の方法

ビル管理法（建築物における衛生的環境の確保に関する法律）における空気環境の調整に関する基準に適合していれば、必要換気量（一人あたり毎時30m³）を満たすことになり、「換気の悪い密閉空間」には当てはまらなると考えられます。このため、以下のいずれかの措置を講ずることを商業施設等の管理権原者に推奨いたします。

なお、「換気の悪い密閉空間」はリスク要因の一つに過ぎず、一人あたりの必要換気量を満たすだけで、感染を確実に予防できるということまで文獻等で明らかになっているわけではないことに留意していただく必要があります。

① 機械換気（空気調和設備、機械換気設備）による方法

- ビル管理法における特定建築物に該当する商業施設等については、ビル管理法に基づく空気環境の調整に関する基準が満たされていることを確認し、満たされていない場合、換気設備の修理、整備等の維持管理を適切に行うこと。
- 特定建築物に該当しない商業施設等においても、ビル管理法の考え方に基づく必要換気量（一人あたり毎時30m³）が確保できていることを確認すること。必要換気量が足りない場合は、一部箇所の在室人数を減らすことで、一人あたりの必要換気量を確保することも可能であること。



～ 換気機能のない冷暖房設備を使っている商業施設等の皆さまへ～

熱中症予防に留意した「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法

換気機能のない冷暖房設備（普通式エアコン）※1が設置されていない商業施設等の場合、外気温が高いときに、必要換気量を満たすための換気（30分ごとに1回、微分調整を全開にする）※2を行って、ビル管理法で定める居室内の温度および相対湿度の基準（28℃以下・70%以下）※3を維持できないときがあります。

新型コロナウイルス感染症のリスク要因の一つである「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気と、熱中症予防を両立するため、以下の点に留意してください。

窓を開けて換気する場合の留意点

- 居室の温度および相対湿度を28℃以下および70%以下に維持できる範囲内で、2方向の窓を開け、できるだけ室内に空気を通すこと※4。
 - この際、普通式エアコンの温度をできるだけ低く設定すること。
 - 1方向しか窓がない場合は、ドアを開けるか、天井や壁の高い位置にある窓を追加で開けること。
- 居室の温度および相対湿度を28℃以下および70%以下に維持しようとする、窓を十分に開けられない場合は、窓からの換気と併せて、可搬式の空気清浄機を併用※5することは換気不足を補うために有効であること。

空気清浄機を併用する際の留意点

- ◆ 空気清浄機は、HEPAフィルタによる遠心式で、かつ、風量が5m³/min程度以上のものを使用すること。
- ◆ 人の居場所から10m²（6畳）程度の範囲内に空気清浄機を設置すること。
- ◆ 空気のおよみを発生させないように、外気を取り入れる風向きと空気清浄機の風向きを一致させること※6。

熱中症の予防のためには、こまめな水分補給や観葉植物など※7にも留意が必要です。



～ 商業施設等の管理者の皆さまへ～

冬場における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法

外気温が低いときに、「換気の悪い密閉空間」を改善する換気と、室温の低下による健康影響の防止を両立するため、以下の点に留意してください。

✓ 「換気の悪い密閉空間」は新型コロナウイルス感染症のリスク要因の一つに過ぎず、一人あたりの必要換気量を満たすだけで、感染を確実に予防できるわけではなく、人が密集した空間や密接な接触を避ける措置を併せて実施する必要があります。

推奨される換気の方法

① 窓の開けによる方法

換気機能を持つ冷暖房設備※や機械換気設備が設置されていない、または、換気量が十分でない商業施設等は、以下に留意して、窓を開けて換気してください。

- ※ 冷暖房設備本体に室内空気の取り入れ口がある（換気用ダクトにつながない）場合、室内の空気を循環させるだけで、外気を取り入れ機能はないことに留意してください。
- 居室の温度および相対湿度を18℃以上かつ40%以上に維持できる範囲内で、暖房器具を使用※しながら、一方の窓を常時間開けて、連続的に換気を行うこと。
 - ※ 加湿器を併用することも有効です。
- 居室の温度および相対湿度を18℃以上かつ40%以上に維持しようとする、窓を十分に開けられない場合は、窓からの換気と併せて、可搬式の空気清浄機を併用すること。

窓を開け換気による室温低下を抑えるポイント

- ◆ 一方の窓を少しだけ開けて常時換気をする方が、室温低下を抑えられます。窓を開ける幅は、居室の温度と相対湿度をこまめに測定しながら調整してください。
- ◆ 人がいない部屋の窓を開け、廊下を経由して、少し暖まった状態の新鮮な空気を人のいる部屋に取り入れること（二段階換気）。室温変化を抑えるのに有効です。
- ◆ 開けている窓の近くに暖房器具を設置すると、室温の低下を防ぐことができますが、燃えやすい物から距離をあげるなど、火災の予防に留意してください。



出典：厚生労働省ホームページ（<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000618969.pdf>）
 （<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000640917.pdf>）
 （<https://www.mhlw.go.jp/content/000698868.pdf>）

テーマ別に探す

報道・広報

政策について

厚生労働省について

統計情報・白書

所管の法令等

申請・募集・情報公開

↑ ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 健康 > 感染症情報 > 新型コロナウイルス感染症について > 感染拡大防止と医療提供体制の整備

感染拡大防止と医療提供体制の整備

- [新型コロナウイルス感染症に関する検査について](#)
- [受診・相談センター/診療・検査医療機関等](#)
- [医療機関等情報支援システム \(G-MIS\)](#)
- [感染者等の情報把握等 \(HER-SYS\)](#)
- [新型コロナウイルス接触確認アプリ](#)
- [クラスター対策](#)
- [水際対策](#)
- [治療薬・ワクチン・医療機器・検査キットの開発及び、REBIND事業 \(新興・再興感染症データバンク事業\) の利用について](#)
- [医師・看護師・医療人材の求人情報サイト「医療のお仕事 Key-Net」](#)
- [関連情報](#)

業種別ガイドラインについて

インターネットで
「厚生労働省 業種別ガイドライン」
と検索してください

厚生労働省 業種別ガイドライン



検索

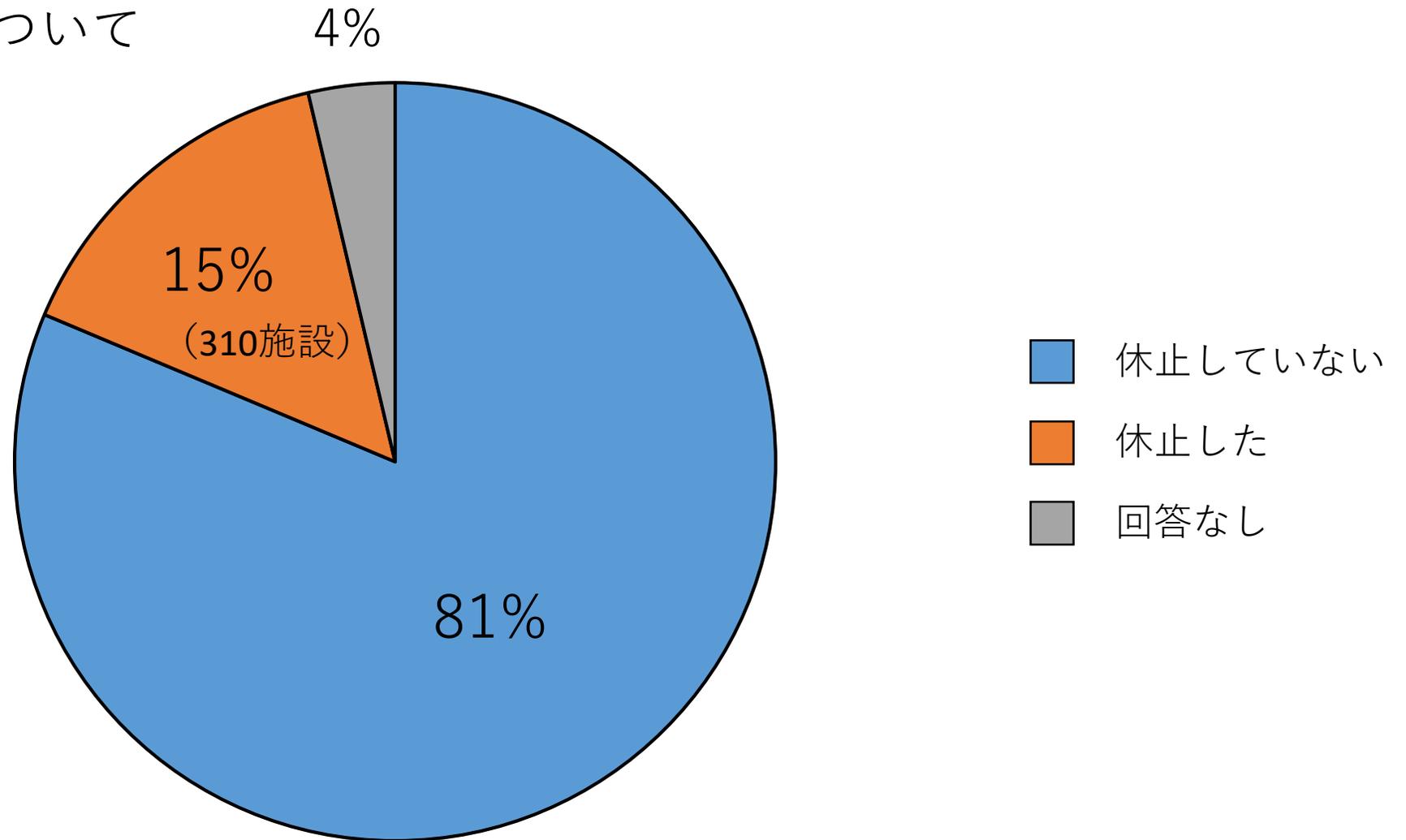
※右の一覧表（PDF）となります

業種別ガイドラインについて

| 業種 | 団体名 | 担当者名 | ガイドライン掲載URL |
|-----------------------------------|-----------------------|-------|---|
| ①建設、建築等、 採掘業、採石業 | 公益社団法人 全国土木文化協会 | 文部科学省 | https://www.cca.or.jp/kyo/kyo1/kyo114/kyo114.pdf |
| | 全国興行全店衛生管理協会 | 厚生労働省 | https://www.cca.or.jp/kyo/kyo1/kyo114/kyo114.pdf |
| | 一般社団法人 日本映画製作家連盟 | 経済産業省 | https://www.cca.or.jp/kyo/kyo1/kyo114/kyo114.pdf |
| ②体育等、水産等、 オリンピック等、 運動施設、遊技場 | 公益社団法人 全国柔道連盟 | 文部科学省 | https://www.cca.or.jp/kyo/kyo1/kyo114/kyo114.pdf |
| | 公益社団法人 日本スポーツ協会 | 文部科学省 | https://www.cca.or.jp/kyo/kyo1/kyo114/kyo114.pdf |
| | 公益社団法人 日本ラグビーフットボール協会 | 文部科学省 | https://www.cca.or.jp/kyo/kyo1/kyo114/kyo114.pdf |
| | 公益社団法人 日本プロサッカーリーグ | 文部科学省 | https://www.cca.or.jp/kyo/kyo1/kyo114/kyo114.pdf |
| | 一般社団法人 日本ゴルフ場経営者協会 | 経済産業省 | https://www.cca.or.jp/kyo/kyo1/kyo114/kyo114.pdf |
| | 公益社団法人 日本パブリックゴルフ協会 | 経済産業省 | https://www.cca.or.jp/kyo/kyo1/kyo114/kyo114.pdf |
| | 公益社団法人 全日本ゴルフ場経営者連盟 | 経済産業省 | https://www.cca.or.jp/kyo/kyo1/kyo114/kyo114.pdf |
| | 公益社団法人 日本テニス界連盟 | 経済産業省 | https://www.cca.or.jp/kyo/kyo1/kyo114/kyo114.pdf |
| | 一般社団法人 日本アミューズメント産業協会 | 経済産業省 | https://www.cca.or.jp/kyo/kyo1/kyo114/kyo114.pdf |
| | 一般社団法人 全日本観光付帯施設協会 | 観光庁 | https://www.cca.or.jp/kyo/kyo1/kyo114/kyo114.pdf |
| ③運輸、郵便、 接客業 | 公益社団法人 日本郵政協会 | 文部科学省 | https://www.cca.or.jp/kyo/kyo1/kyo114/kyo114.pdf |
| | 公益社団法人 日本航空協会 | 文部科学省 | https://www.cca.or.jp/kyo/kyo1/kyo114/kyo114.pdf |
| | 公益社団法人 全国学習者協会 | 経済産業省 | https://www.cca.or.jp/kyo/kyo1/kyo114/kyo114.pdf |
| ④自動車修理、 学習塾等 | 全日本観光車検協会 | 観光庁 | https://www.cca.or.jp/kyo/kyo1/kyo114/kyo114.pdf |
| | 全国自動車検定協会 | 観光庁 | https://www.cca.or.jp/kyo/kyo1/kyo114/kyo114.pdf |
| | 全国自動車検定協会 | 観光庁 | https://www.cca.or.jp/kyo/kyo1/kyo114/kyo114.pdf |
| ⑤インフラ運営 | 一般社団法人 建設業共済協会 | 国土交通省 | https://www.cca.or.jp/kyo/kyo1/kyo114/kyo114.pdf |
| | 一般社団法人 全国LPガス協会 | 経済産業省 | https://www.cca.or.jp/kyo/kyo1/kyo114/kyo114.pdf |
| | 全国石油流通協会 | 経済産業省 | https://www.cca.or.jp/kyo/kyo1/kyo114/kyo114.pdf |
| | 公益社団法人 日本下水道管理協会 | 国土交通省 | https://www.cca.or.jp/kyo/kyo1/kyo114/kyo114.pdf |
| | 一般社団法人 日本下水道管理協会 | 国土交通省 | https://www.cca.or.jp/kyo/kyo1/kyo114/kyo114.pdf |
| | 全国下水道管理協会 | 国土交通省 | https://www.cca.or.jp/kyo/kyo1/kyo114/kyo114.pdf |
| | 全国下水道管理協会 | 国土交通省 | https://www.cca.or.jp/kyo/kyo1/kyo114/kyo114.pdf |
| | 全国下水道管理協会 | 国土交通省 | https://www.cca.or.jp/kyo/kyo1/kyo114/kyo114.pdf |
| | 全国下水道管理協会 | 国土交通省 | https://www.cca.or.jp/kyo/kyo1/kyo114/kyo114.pdf |
| | 全国下水道管理協会 | 国土交通省 | https://www.cca.or.jp/kyo/kyo1/kyo114/kyo114.pdf |
| ⑥飲食料品供給 | 一般社団法人 食品衛生センター | 農林水産省 | https://www.cca.or.jp/kyo/kyo1/kyo114/kyo114.pdf |
| | 公益社団法人 中央食糧会 | 農林水産省 | https://www.cca.or.jp/kyo/kyo1/kyo114/kyo114.pdf |
| | 公益社団法人 大日本農会 | 農林水産省 | https://www.cca.or.jp/kyo/kyo1/kyo114/kyo114.pdf |
| | 一般社団法人 日本林業協会 | 農林水産省 | https://www.cca.or.jp/kyo/kyo1/kyo114/kyo114.pdf |
| | 一般社団法人 日本林業協会 | 農林水産省 | https://www.cca.or.jp/kyo/kyo1/kyo114/kyo114.pdf |

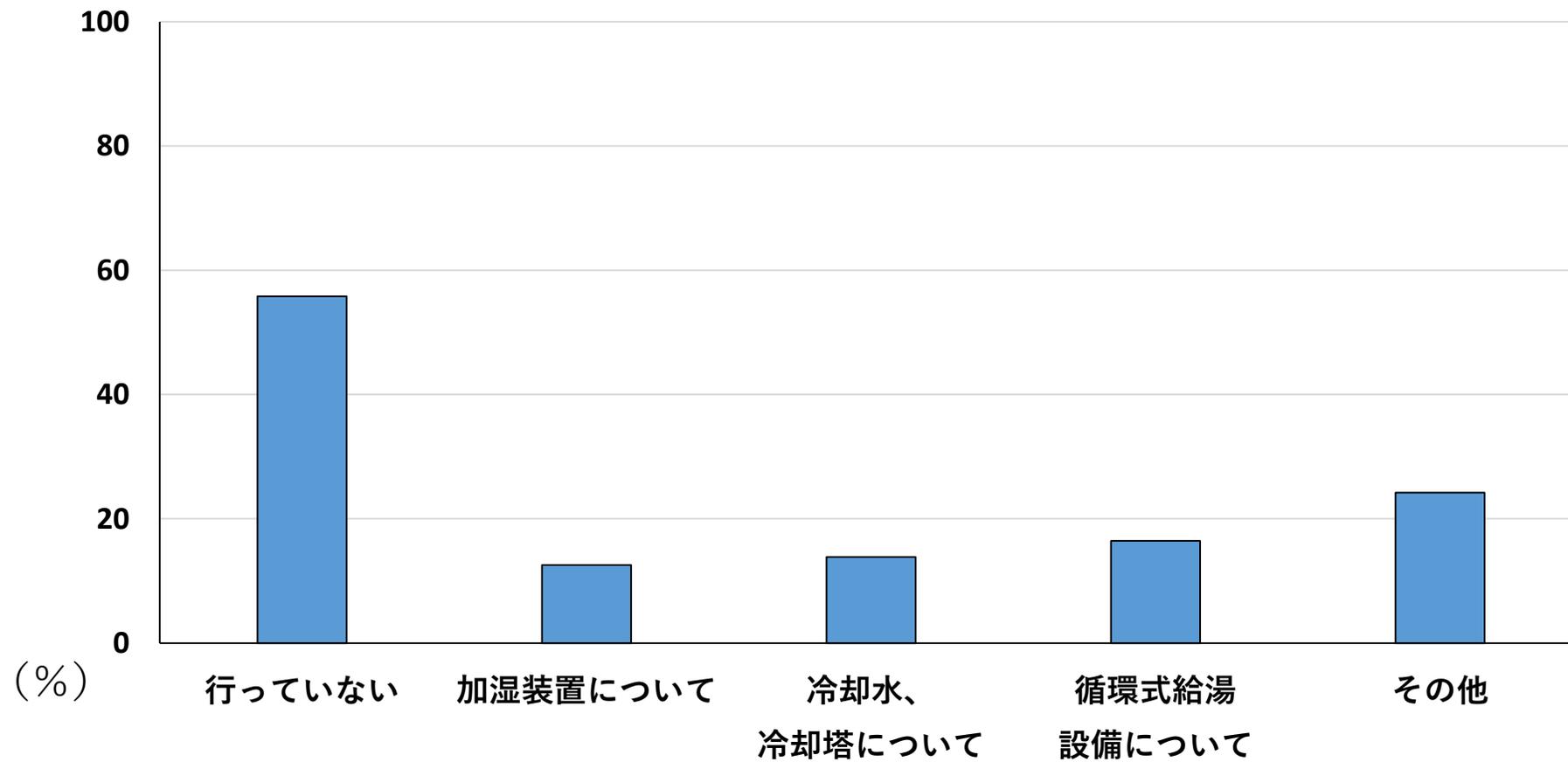
アンケート調査結果

④施設の休止について



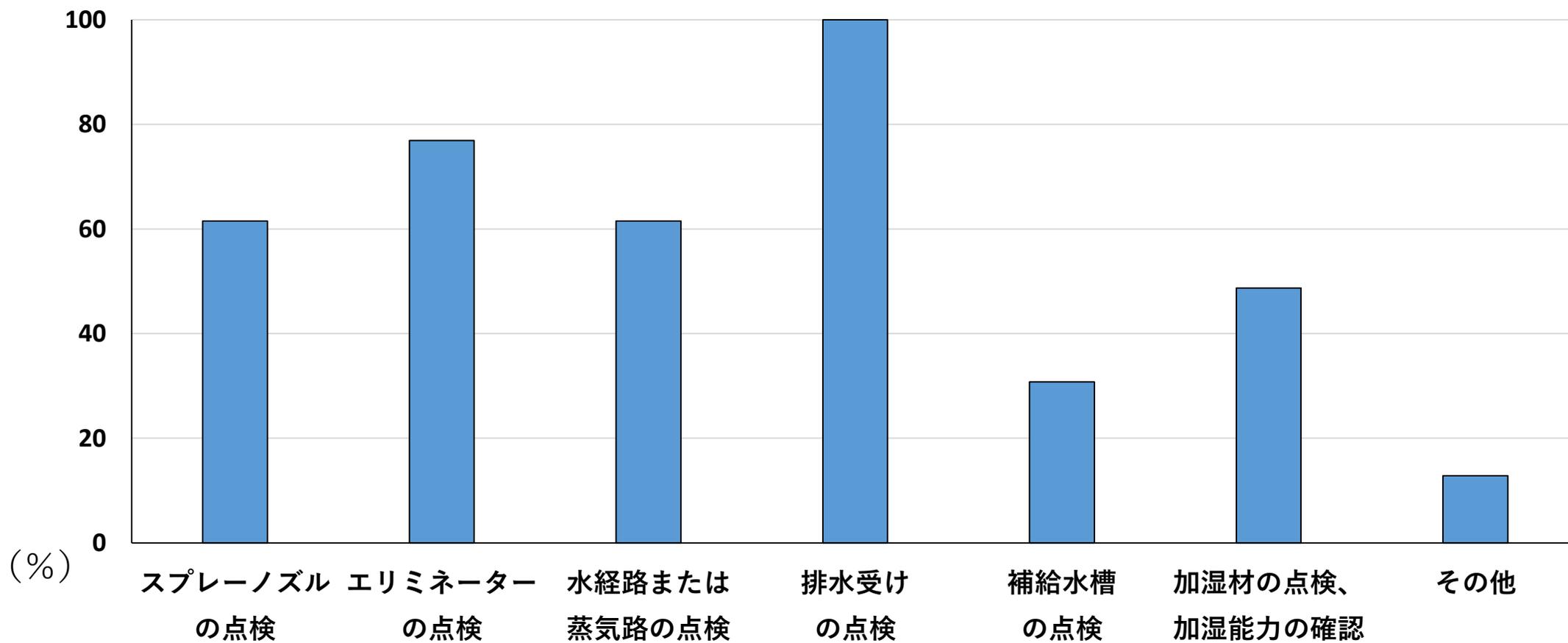
アンケート調査結果

⑤施設使用再開後の再点検について



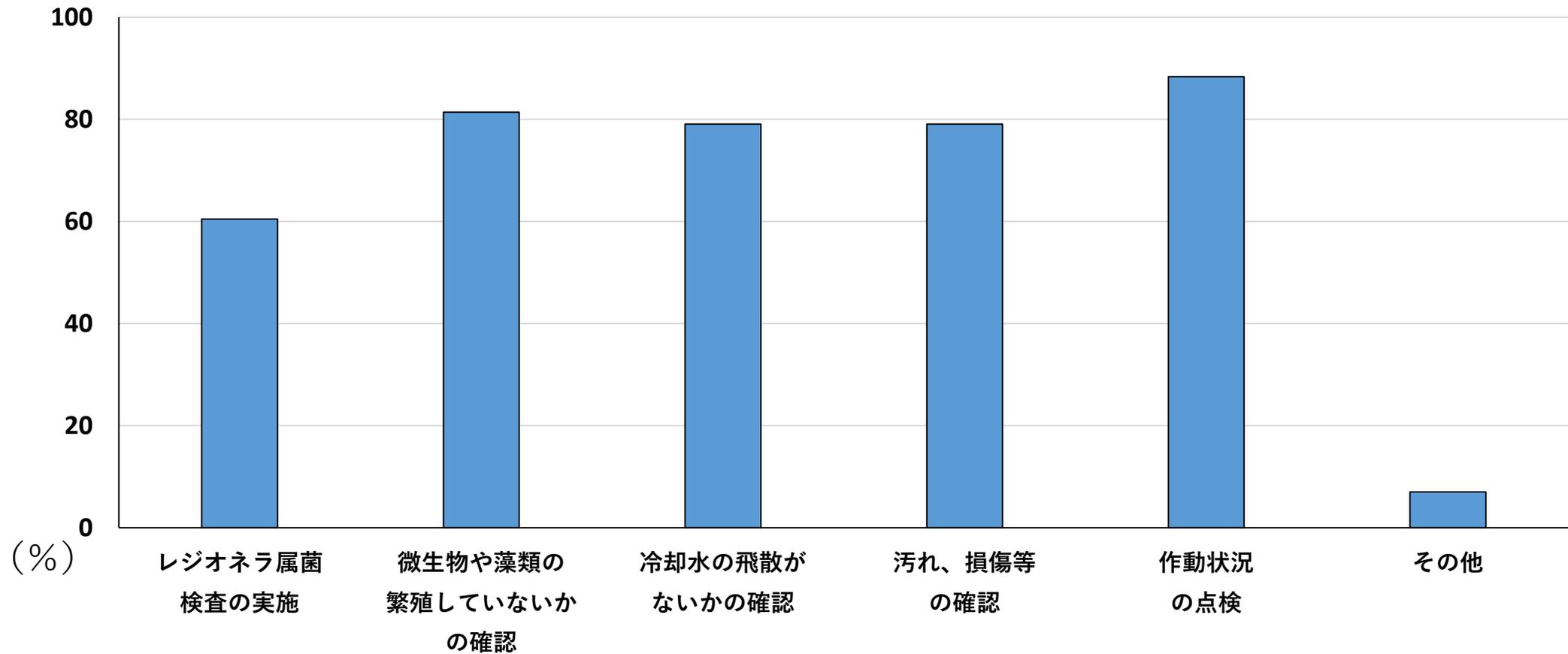
アンケート調査結果

「加湿装置の点検を行った」施設の点検項目



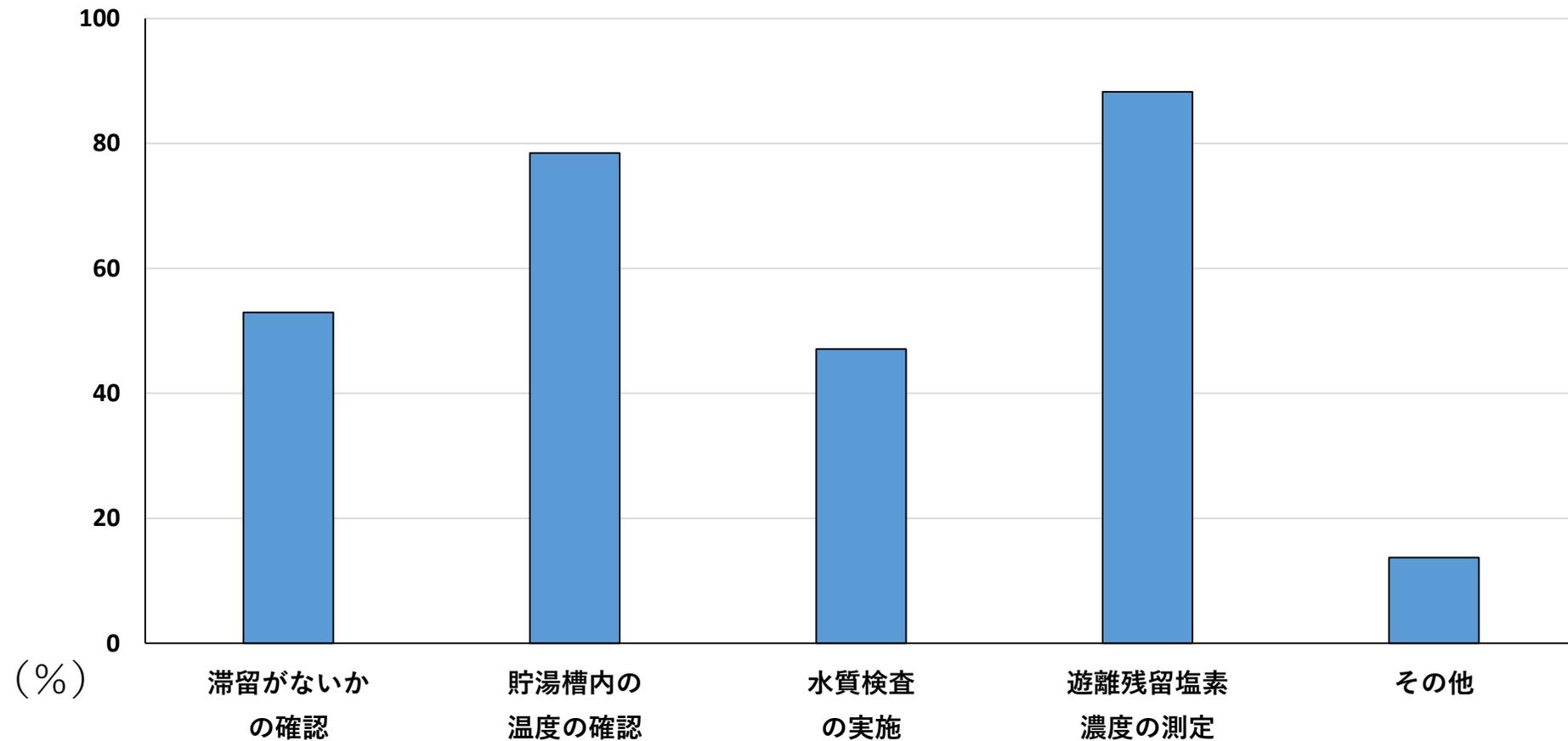
アンケート調査結果

「冷却水・冷却塔の点検を行った」施設の点検項目



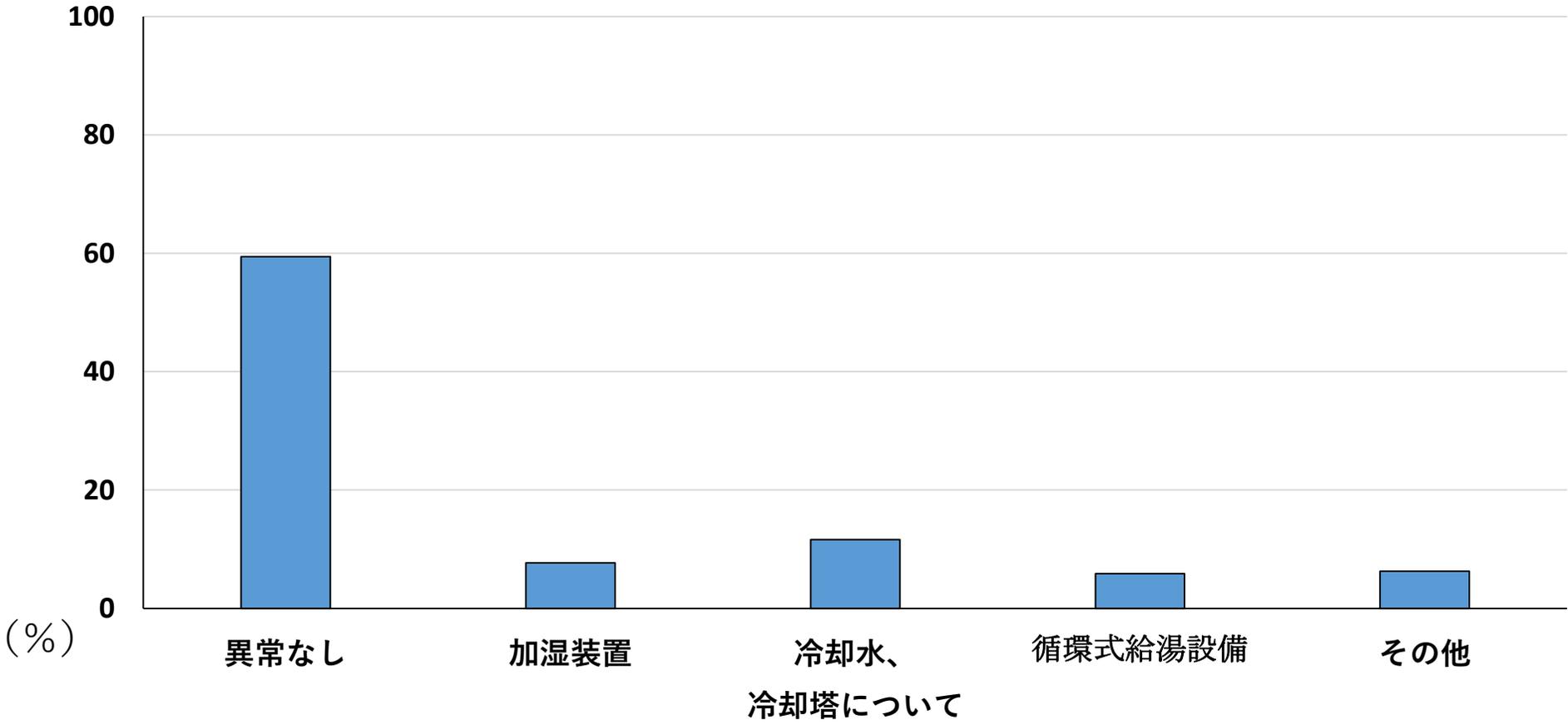
アンケート調査結果

「循環式給湯設備の点検を行った」施設の点検項目



アンケート調査結果

点検による不具合の発見及び対策について



まとめ

- ・ 休止した施設は事務所、店舗、旅館に多い傾向があった。
- ・ 感染対策を行っている施設が多かった。
- ・ 国からの啓発文等を約**20%**の施設が情報収集していなかった。
- ・ 使用再開時に再点検を行っていない施設が**55%**程度あった。
再点検を行った施設において、異常は**10%**程度発見された。
- ・ 建築物衛生法に基づき維持管理をしているため、異常の発見される施設が少なかったと考察される。

最後に

- 各種啓発文や業種別ガイドラインを活用しましょう。
- 個別空調（冷暖房設備・換気設備）の使い方を利用者に啓発しましょう。
- ポータブル加湿器は適切に維持管理しましょう。
- 施設再開後は必ず再点検を行いましょよう。



ご視聴ありがとうございました。

